

子どもの安全・安心サポートマニュアル

見逃さないで!

子どものSOS

子どものSOSを見逃さないために

- 1 子どもを守るための心得
- 2 気になる子どもの様子をキャッチできていますか？
- 3 子どもが発するSOSへの初期対応

組織的な対応

- 4 子どもが発するSOSへの組織的な対応
- 5 欠席・登校しぶりのサインを見逃すな！
- 6 欠席・登校しぶりから考えられる重大な危機

和歌山県教育委員会



1

子どもを守るための心得

平成27年2月20日に、川崎市で当時中学1年生の少年が殺害されるという痛ましい事件が発生しました。被害者になった少年は、友人にSOSを発していましたが、その声は教職員や周りの大人には届きませんでした。

県教育委員会では、県内でこのような悲しい事件を起こさないようにマニュアルを作成しました。各学校では、教職員が次の点に留意しながらこのマニュアルを活用して、子どもの安全・安心を守っていきます。

(1) 子どもとのコミュニケーションを図り、信頼関係を結ぶ

日頃から積極的に子どもとのコミュニケーションを図る中で、喜びをわかちあったり悩みを聞いたりしながら子どもとの心の距離を縮めていくとともに、一人一人の子どもに寄り添いながら、それぞれの子どものおかれている状況等について理解を深めていくことが大切です。

(2) 教職員に相談するよう指導を徹底する

子どもに自分のことや友だちのことで気になることや心配なことがあれば、教職員に相談するよう指導を徹底することが大切です。子どもから相談を受けた場合、「これくらいなら大丈夫」ではなく、「本当に大丈夫なのか？」という危機感を常にもって教職員一人一人が相談窓口になるよう努めるとともに、迅速に情報収集及び情報共有を行い、管理職の指示のもと、組織的に対応することが大切です。

(3) 関係機関と連携する

普段から関係機関と連絡を取り合うとともに、学校だけで解決することが難しい問題に直面した場合は、躊躇せず関係機関と連携して対応することが必要です。

生徒指導の基本

最悪の事態を考えて

問題を認知して指導を行う場合、指導のゴールを考え、そのゴールに向かって逆算して指導計画をたてます。指導が後手にまわらないように、常に最悪の事態を考えて、指導に取り組むことが必要です。

組織的に

管理職の指示のもと、他の教職員と協力しながら指導に取り組むことが大切です。そのためには、生徒指導主事を中心に、日々の取組を点検しながらチームとして生徒指導上の問題に対応することが必要です。

情報共有を徹底して

ほう(報告)・れん(連絡)・そう(相談)を常に意識して、子どもの情報を教職員で共有しながら、子どもたち一人一人を丁寧に支援するとともに、情報の共有ができていないか、指導がいきわたっているか、確認することが必要です。

慎重に

被害を受けている子どもとその保護者の思いを丁寧に聞き取り、その要因を取り除くためにはどのような指導を行っていくのかを、複数の教職員で話し合うことが必要です。

速やかに

被害を受けている子どもとその保護者は、事象が少しでも早く解消することを望んでいます。時間が経過すると、事実確認が難しくなることもあるので、指導方針を速やかにたてるとともに事象の調査・指導に取り組むことが必要です。

誠実に

被害を受けている子どもとその保護者に、「最後まで学校が責任をもって守り抜く」という姿勢で対応するとともに、加害者とされる子どもとその保護者にも、「子どもがより良く育ってほしい」と指導の中で伝えていくことが必要です。

2

気になる子どもの様子を キャッチできていますか？

チェックシート

次に示したのは、教職員がいち早く子どものSOSに気付くための一例です。一つでもあてはまれば、しっかりと情報を収集し、組織的に対応することが必要です。

1. 登校時・朝の会等

- 欠席、遅刻、早退が目立つ。
- 表情が暗く、どこことなく元気がない。
- 顔や体に不自然な傷やたたかれたような跡がある。
- 特別な病気もないのに体重増加（減少）が目立つ。
- どこかおどおどしていて、おびえているように見える。
- 教職員と視線を合わせようとしめない。
- 教職員の問いに素直に答えようとしめない。
- 体や衣服が極端に汚れたままで登校することがよくある。
- 校則違反の服装や髪で登校している。

2. 授業時間

- 頭痛、腹痛、吐き気等を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁である。
- 一人で遅れて教室に入ってくることが多い。
- よい発言や行動をしたのに周りから賞賛や評価が得られない。
- 特定の子どもが発表すると笑いや冷やかし、または、無視がある。
- 授業中に指名しても黙ったままで何も言わない。
- 授業中にずっとうつむいていたり、教員と視線をあわさなかったりする。
- 大声を出して授業を妨害したり、授業中に勝手に教室から出て行ったりする（校内を徘徊する）。
- 班編制で最後まで所属が決まらない。
- 特定の子どもの席に誰も座ろうとしない。
- いつも準備や片付けをさせられている。
- 教職員を挑発したり、指示に従わなかったりする。
- 急に成績が下がります。

3. 昼食時間

- 給食や弁当のおかずを他の子どもに与えている。
- 給食をガツガツ食べ、おかわりを繰り返す。
- 給食や弁当を他の人に見せないように食べている。
- 弁当を持っていないことが多い。
- グループで食べる時、特定の子どもの机だけ離されたり、ポツンと残されたりする。
- 他の人の給食の準備や片付けをさせられる。

4. 休み時間

- 教職員をためしたり、独占しようともとりついたりする。
- 特別な用事もないのに職員室や保健室にいることが多く、一人になりたがらない。
- 集団から離れ、孤立していることがよくある。
- 周りの人に異常なほど気をつけている。
- 今まで付き合っていたグループから離れている。
- 体育館の裏や物陰等、目の届きにくい場所からよく出てくる。
- 友だちとよくふざけあっているが、なんとなく表情が暗い。
- プロレスごっこ等でいつもやられ役になっている。

5. 家庭生活・保護者

- 保護者が、学校での子どもの様子に全く無関心である。
- 保護者が、家庭の状況を語りたがらない。
- 保護者が、学校に相談や苦情を言う。
- 保護者が迎えに来て、子どもが帰りたいがらない。
- 保護者が、納入金等を滞納し始める。
- 保護者が、子どもの外傷などについて、不自然な説明をする。
- 保護者が、子どもを学校に行かせようとしめない。
- 子どもが欠席しても保護者から学校に連絡がない。
- 教職員が家庭訪問しても、子どもに会うことができない。

6. その他

- 学級内で問題が生じると、特定の子どもの名前がすぐにあがる。
- おびえた泣き方をしたり、かんしゃくを頻繁におこしたりする。
- SNSや通信アプリ等を使って夜遅くまで通信している。
- 言葉遣いが悪く、人を傷つけることを言う。
- ものを壊したり、人に暴力をふるったりする。
- 校則で禁止されているものをもって来る。
- 不快な呼び名で呼ばれている。
- 学級写真等の顔にいたずらをされている。

【参考資料】

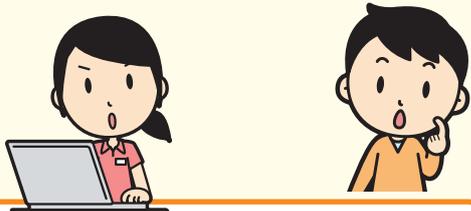
・いじめ問題対応マニュアル(平成24年11月)

・小さなサインを見逃さないで～子どもの虐待を防ぐために～(平成16年6月)

3

子どもが発するSOSへの初期対応

子どもから相談があった場合



先生、ちょっと聞いてほしいことがあるんですけど・・・。

NG
(その1)

今ちょっと手が離せないから、あとにしてくれないかな。

STOP

子どもが教職員に相談する時は、かなり悩んだり辛い思いをしたりしており、勇気を振り絞って教職員に相談をもちかけています。

NG
(その2)

相談なら担任の〇〇先生にしてもらっていいかな。

STOP

子どもは、自分の思いを理解してくれると思っている教職員を頼りにして相談をもちかけています。

NG
(その3)

今、ここで話してもらえるかな。

STOP

誰でも、相談する内容を他の人に聞かれないものです。

○担任だけにまかせない

相手によって態度を変えたり、困ったことがあっても誰にも気付かれないように装ったりする子どもがいます。担任だけにまかせず、複数の教職員で子どもを観察し、対応することが必要です。

○優先順位を考える

子どもが悩みごとなどを相談に来た場合は丁寧に聞き、その時にどうしても時間をとれない場合は、後で時間を確保することを約束するなど、子どもに寄り添って対応することが大切です。万一、NGワードを発してしまった場合は、子どもの表情を注視するとともに、時間ができた時に必ず直接声をかけ、家庭にも連絡することが必要です。

○家庭訪問を大切にする

学校での相談だけですまさずに、家庭訪問をすることが効果的です。家庭訪問では、子どもが周りを気にせずに落ち着いて話すことができます（児童虐待がある場合には、話せないこともあります）。さらに、保護者と連携したり、子どもの家庭での様子を把握したりするなど、子どもの理解と今後の支援につながります。

子どもが保健室や職員室にひんぱんに出入りする場合

○子どもが置かれている状況を知る

授業中に頭痛や腹痛、吐き気等を訴えたり、休憩時間に教職員にまとわりついたりして離れようとしなない子どもは、悩みや不安を抱えている可能性があります。子どもの気持ちに寄り添いながら、じっくりと話を聞いたり、友人関係や家庭での様子等について、他の子どもや教職員等から情報収集したりするなど、子どもが置かれている状況を明らかにしていくことが大切です。

○ケース会議の開催

気になる子どもについては、スクールカウンセラー（以下「SC」という）やスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という）等を交えたケース会議で、収集した情報の分析や子どもの行動を検証し、適切な指導計画をたてる必要があります。

4

子どもが発するSOSへの組織的な対応

チェックシート

◆日々の学校生活の中で気付く

- 子どもの表情やしぐさに、少しでも変化や違和感を覚えた場合は、本人に声をかけたり、家庭訪問や保護者に電話連絡をしたりしている。
- 生活日記に子どもが本音を書くことができるように、書いてきた内容の背景を想像しながら、子どもの思いを受容するコメントを書いている。
- 部活動の顧問は、子どもが部活動を休みがちになった時に、子どもが所属する学年の教職員に速やかに連絡するとともに、家庭訪問や保護者に電話連絡をしている。
- いじめアンケート等を複数の教職員で確認し、その結果を管理職に報告している。



◆地域との連携

- 管理職や生徒指導主事等が、少年補導委員を定期的に訪問したり、地域の会合等に参加したりして、情報交換を行っている。
- 地域から寄せられる情報を受ける窓口になる教職員を決めて、情報の整理を行うとともに管理職に迅速に連絡している。

◆家庭からの連絡を受けた時の対応

- 些細なことでも丁寧に聞き取り、事象の背景や原因を探っている。
- 家庭訪問したり、継続的に子どもと面談したりするなど、慎重かつ丁寧に対応している。

◆SC・SSWからの報告の取り扱い

- SCやSSWが得た情報や感じたこと等を慎重に取り扱うとともに、SCやSSWと相談しながら子どもを指導している。
- 気になる子どもについて、速やかにケース会議を開き、SCやSSWの見立てを参考に指導方針を定め、組織的に対応している。

◆SNS等のネット上での動向の確認

- 通信アプリ等の普及により、子ども同士のつながりが見えにくくなっているため、普段から、子どもたちの言動に注意して、子どもがそれぞれどのような状況におかれているのかを把握している。
- 定期的に「学校名 子ども名」で検索することにより、ネット上で気になる子どもの動向を探っている。

*検索例

○○学校

□□□□(子どもの名前)

Q 検索

組織的に対応する上での留意点

- すべての教職員が、上記の内容を確認し、常に取組を振り返ること。
- 管理職の指示のもと、各教職員が自分の役割を理解し、適切に行動すること。

5 欠席・登校しぶりのサインを見逃すな!

保護者から欠席連絡があった場合

「今日、学校を休みます。」

「どんな状況ですか。」
(病気やけがの状態を確認します)
「担任にかかります。」
または
「担任に伝えておきます。改めて担任から家庭に連絡します。」

児童生徒本人から欠席連絡があった場合

「今日、学校を休みます。」

「おうちの方はいますか。」
(必ず、保護者またはそれにかわの方に対応してもらいます。)

「います。」 「いません。」

「おうちの方にかわってください。」

「どんな状況ですか。」(病気やけがの状態を確認します。)
「誰か面倒を見てくれる人はいますか。」
「担任にかかります。」
または
「担任に伝えておきます。改めて担任からおうちの方に連絡します。」

欠席連絡がない場合

**至急
安否確認**

家庭連絡
(不通の場合は緊急連絡先や職場等へ連絡)

担任は、その日のうちに、必ず家庭に連絡します。

「体調はどうですか。」
「何か学校で嫌なことがあったから、休んだのではありませんか。」

「家では、どんな様子でしたか。」
「もし可能なら、少しでも本人とお話したいのですが。」

「今、学校では〇〇でがんばってくれています。いつも周りに気がつかっているので、気持ちが疲れていないか心配しています。」

「おうちの方から見て、最近の本人の様子で何か気になることはありませんか。」

こんな気付きができます

体調不良は、曖昧な理由です。悩み等の心の原因も考えられます。

「午後からは体調が良い。」「夜は眠れない。」等、学校では把握できない子どもの様子を知ることができます。

学校での様子や情報を提供することで、保護者の認識が変わります。

保護者の悩みを引き出し、子どもが発するサインを早期に発見し、対応できます。

子どもの欠席が続いたり、登校することをしぶったりした場合、何か原因があります。このことを安易に考えたり、教職員が単独で判断し対応したりしていると、事象が深刻化するなど取り返しのつかない状況に陥る可能性があります。

- 管理職の指示のもと担任、教育相談担当教員、養護教諭等の関係教職員が組織的に関わる。
- SC、SSW等も活用し、当該児童生徒の安全を確認しながら、関係機関（警察、福祉・医療機関等）とも連携し、組織的・計画的に支援する。
- 病气やけが等の正当な事由がなく欠席が続いた場合、3日を目安に校長等に報告する。その際、担任や養護教諭等は、欠席している子どもと直接会い、状況を確認する。
- *学校教育法施行令第20条では、「正当な事由がなく、休業日を除き引き続き7日間欠席し、当該児童生徒の状況が確認できない場合、学校は設置者に報告すること」と規定。



子どもにせまる危機

いじめ

- いじめアンケートや個人面談、生活ノート、表情の変化等から、早期発見に努める。
- いじめを認知した場合、速やかに被害を受けた子どもの安全確保を行い、学校をあげて組織的に取り組み解消に努める。

児童虐待等、 家庭との連絡が とりにくい状況

- 教育委員会、SSW等と協議の上、早急に連絡がとれる体制づくりを行う。
- SSW等を活用し、市町村福祉担当課や児童相談所等から情報収集したり被害を受けるおそれがある子どもとの連絡がとれるよう支援を求めたりする。

学校外の集団と の関わり

- 警察と連携を図りながら、家庭だけでなく、地域住民のもとに出向き、少年補導委員等と協力して、当該集団に関する情報を幅広く収集する。

不審者

- 不審な行動をする人を見かけた場合、家族、教職員、警察官等の大人に伝えるよう、子どもたちを指導する。
- 被害にあっている子どもがいないか確認する。
- 警察と連携を図りながら、子どもを守る対策を講じる。

子どもが連続して欠席した場合、次の対応をする。

- ・ 欠席1日目 ・ ・ ・ 電話連絡をする。
- ・ 欠席2日目 ・ ・ ・ 家庭訪問をする。
- ・ 欠席3日目 ・ ・ ・ ケース会議を開く。

いじめの初期対応

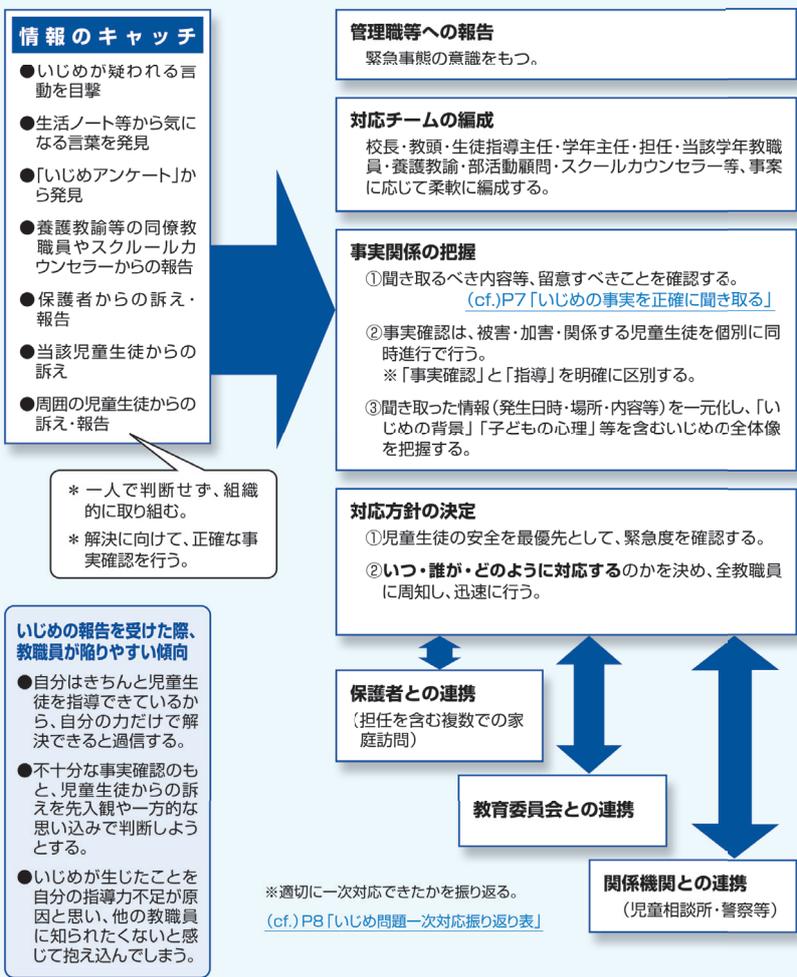
いじめは、早期発見はもちろんのこと、適切な初期対応をとることが大切です。「いじめ問題対応マニュアル（和歌山県教育委員会 平成24年11月）」や「いじめ問題対応ハンドブック（和歌山県教育委員会 平成25年3月）」を活用した校内研修を実施し、すべての教職員の力量を高めることが大切です。

II いじめ問題の解決のために（一次対応）

4 組織的に動く（24時間以内の動き）

いじめ問題の対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ、事態を悪化させる恐れがあります。いじめの情報をキャッチした時点で、全教職員に周知し、多方面から迅速・的確に対応する必要があります。さらに、保護者に正確な事実を説明し、ともにいじめ問題の解決に取り組むための協力体制と信頼関係を確立することが大切です。

◆ いじめの情報のキャッチと一次対応



「いじめ問題対応マニュアル（和歌山県教育委員会 平成24年11月）」6ページより

いじめをキャッチしたら、「いじめ問題対応マニュアル」等で点検・確認すること。

- いじめ問題対応マニュアル
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500200/h24/seito/honbun.pdf>
- いじめ問題対応ハンドブック
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500200/h25/seito/ijimepdf/ijimemondaitaiou.pdf>

家庭・地域・関係機関との連携



学校だけでは解決しにくい課題に対応する場合、地域の民生委員・児童委員に相談するとともに、SSW等により、関係機関と連携しながら家庭に直接・間接支援をする必要があります。

学校だけでは解決しにくい生徒指導上の課題は、どのように対応するのか？

問題を抱える児童生徒や家庭に、より効果的な支援をするために、
「スクールソーシャルワークの視点を取り入れよう（和歌山県教育委員会 平成24年3月）
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500200/h24/siten.pdf>」を確認

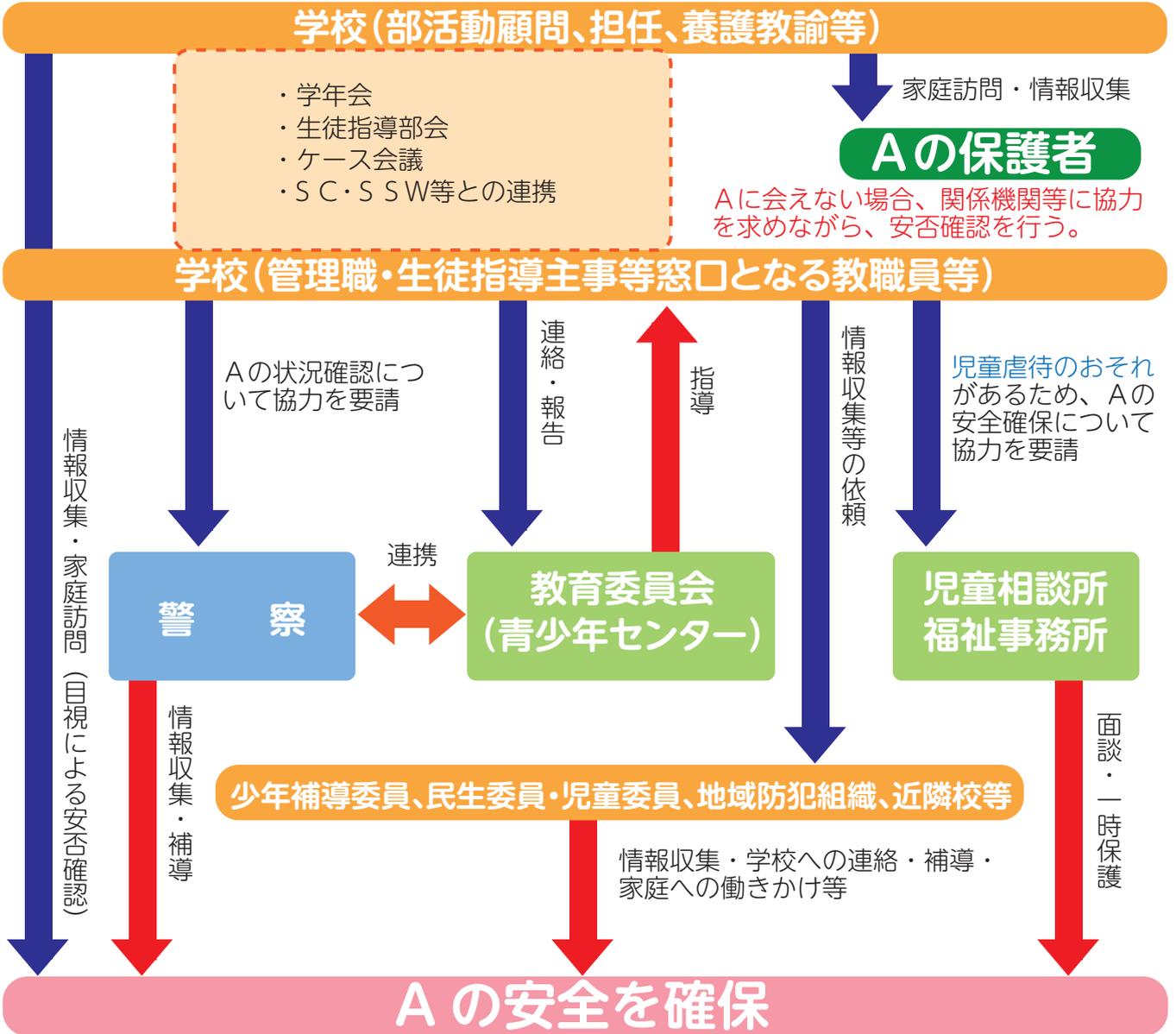
虐待の疑いがないか？

児童虐待等から子どもを守るために、
「小さなサインを見逃さないで（和歌山県教育委員会 平成16年6月）
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500100/kaiken/160241.pdf>」及び
「小さなサインに気づいて（きのくに子どもの自立と共育推進会議 平成22年1月）
http://www.wakayama-edc.big-u.jp/etc/small_signature.pdf」を確認

【欠席・登校しぶり】 ケース3: 学校外の集団との関わり

【事例】Aが学校を欠席しがちになり、担任は週に何度か家庭訪問をしたが、Aは常に出かけている様子で、担任はAに会うことができなかった。Aは、卒業生や学校外の少年等のグループに入り、深夜徘徊等の不良行為を繰り返すようになった。

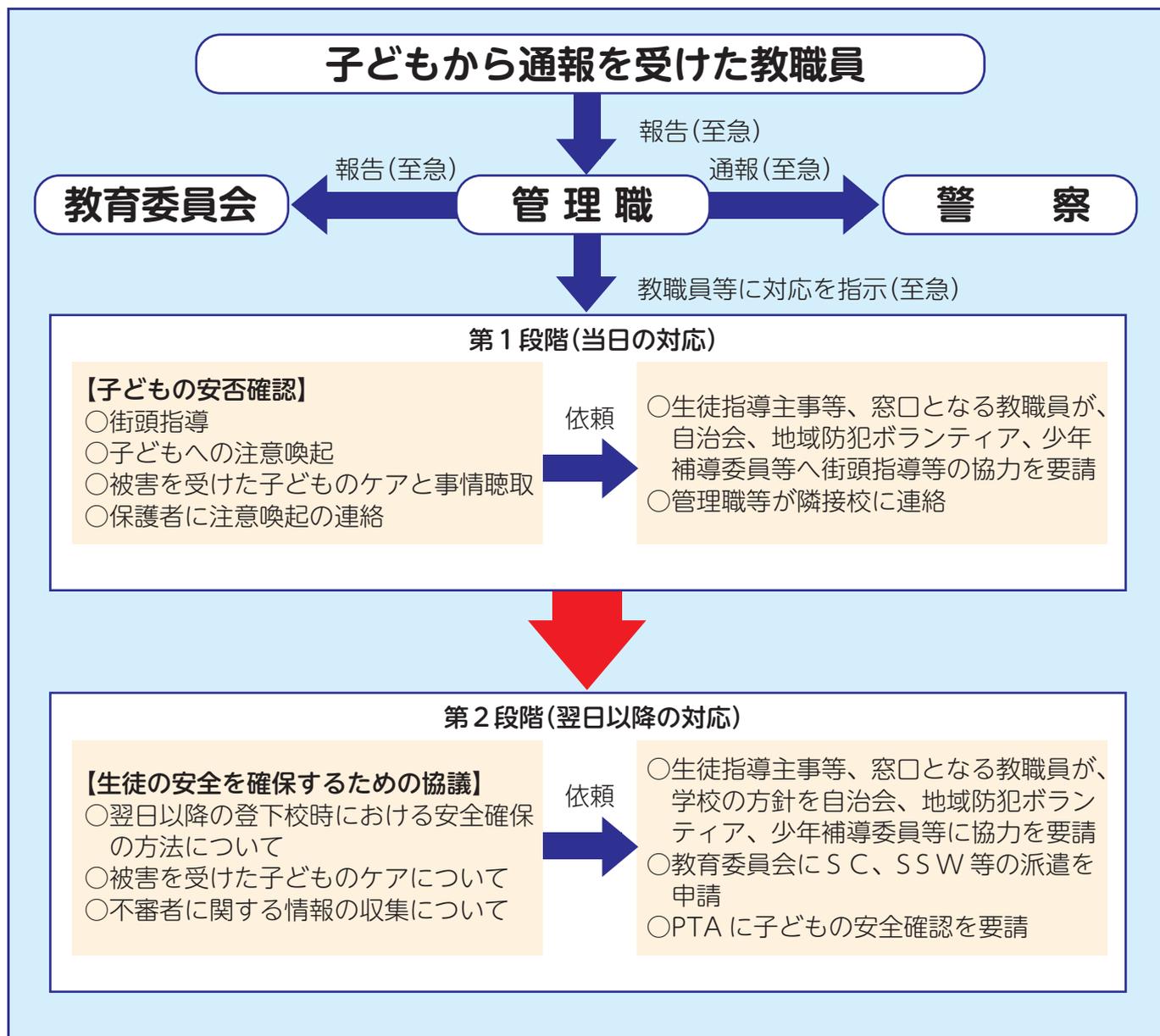
学校の対応



子どもの所在が不明のケース

- 家族、他の児童生徒、地域の人々等から情報収集に努める。
- 必要に応じて、児童福祉等の関係機関や警察と連携し、所在を明らかにする。なお、家出や行方不明、児童生徒に犯罪被害等が疑われる場合は、速やかに警察に相談する。

最初に学校が不審者情報を得た場合



和歌山県安全・安心まちづくり条例（平成27年7月3日改正）

第4条 「県民の役割」

3 県民は、地域社会の安全に関する意識の高揚及び自らが犯罪により被害を受けないために必要な知識の修得に努めるとともに、県民の安全で安心な暮らしを害するおそれのある事態の発生に関する情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

*本条例は、今まで社会化されていなかった「犯罪になる一つ手前の地域の危険な情報」や「異変の兆」を吸い上げて、県・警察・市町村・自治会・自主防犯ボランティア等と地域で必要な情報の共有化を図り、子どもが被害を受ける痛ましい凶悪事件の予防措置を講じることを目的に改正された。

子どものSOSに対応する主な相談窓口

【いじめ、児童虐待、不審者等】

- 和歌山県庁「知事メール」 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/secure/teigen/teigen.html>
- 和歌山県教育委員会「教育長POST」
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500100/koumoku3/kyouikupost.html>

【いじめ】

- 和歌山県教育センター学びの丘 いじめ相談専用電話 TEL:073-422-9961 (24時間対応)
- 和歌山県警察本部少年課ヤングテレホン・いじめ110番
TEL:073-425-7867 月～金9:00～17:45
夜間及び土・日・祝日は当直で対応
(メール)e8205001@pref.wakayama.lg.jp
- 全国共通ダイヤル 24時間子供SOSダイヤル TEL:0570-0-78310

【児童虐待】

- 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター TEL:073-445-5312 月～金9:00～17:45
- 和歌山県紀南児童相談所 TEL:0739-22-1588 月～金9:00～17:45
- 和歌山県紀南児童相談所新宮分室 TEL:0735-22-8551 月～金9:00～17:45
- 児童相談所全国共通ダイヤル TEL:189(24時間対応)

【不審者】

- 県民生活課生活安全班 TEL:073-441-2350 月～金9:00～17:45
- 県内各振興局や各警察署等、すべての県の機関で対応します。

見逃さないで! 子どものSOS 平成27年8月

発行 和歌山県教育庁学校教育局
県立学校教育課 TEL:073-441-3686 FAX:073-441-3652
義務教育課 TEL:073-441-3651 FAX:073-441-3652

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

URL <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/501100/h27/seito/sos.pdf>